

ハガキによる架空請求にご注意を！

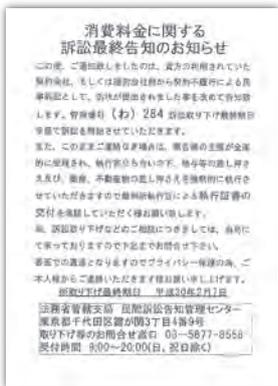
昨年5月以降「小額消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題したハガキが送付されているとの情報が全国から多数報告されており、実際に被害も発生していることが確認されています。

差出人は、「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」などと記載されていますが、これらの団体と法務省は一切関係ありません。

文面には、財産の差し押さえを強制的に執行する等と不安をあおり、本人からの連絡を求める内容になっており、書かれている電話番号に連絡をすると、弁護士等の紹介費用と称し、金銭を要求されるといった情報も寄せられています。

対処方法としては、ハガキに書かれている電話番号等には絶対に連絡しないようにし、相手にしないことが大切です。不安に感じる場合には、消費生活センターや警察等にご相談ください。

問産業課 ☎(57)4153  
消費生活センター ☎(23)1333



△実際に送付されているハガキの例

シルバー人材センターからのお知らせ  
問(公社)野木町シルバー人材センター  
☎(56)2137

- ❖こんな仕事をお受けしています
- 植木手入れ ○草取り
- 施設の受付 ○施設の清掃
- 賞状・宛名書き
- 工場等の軽作業
- 網戸・障子・襖の貼り替え
- 家庭内の清掃・片付け
- 病院の付き添い
- 花壇等の水まき
- 集積所までのごみ出し

- 包丁研ぎ(シルバー人材センターで3月16日(金)10時～15時開催)
- ☎包丁類 3000円
- ハサミ類 6000円
- 鎌・ナタ類 3000円
- ❖新規会員募集
- 入会説明会の開催について
- 日3月1日(木)14時～15時30分
- (要予約、筆 記用具持参)
- 所シルバー人材センター
- (野木町友沼5840-1)
- ホープ館南側
- 資格
- 60歳以上で野木町に在住の方

生涯学習



○講座・教室の申込受付は、月曜祝日を除く8時30分～17時

町国際交流協会協働講座  
おもてなし英会話講座  
問町公民館 ☎(57)4177

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて英語でおもてなしできるようにしたいという方へ、シンブルな表現でコミュニケーションを楽しむ「おもてなし英会話」を学びませんか。日本を訪れる外国人旅行者が「こんなときに英語が通じたらうれしい」と思う「街中」「駅」「観光地」「飲食店」等のよくある状況設定に沿って、それぞれのシーンで役立つフレーズと単語、話し方のポイントを解説します。

- 日・内容 プログラム参照
- 講師 キャンデス・ヘンスリー氏
- 所 町公民館
- 町 町在住在勤者で英語初心者の方
- 定 先着15人
- 無 無料

町ホームページに掲載する  
バナー広告を募集します

1枠当たり：7,000円/月  
天地60ピクセル、左右120ピクセル、  
容量8KB以内、形式GIF・JPEG  
※審査の結果、掲載できない場合があります。  
※詳しいことはお問い合わせください。

問政策課 ☎(57)4134

◎おもてなし英会話講座プログラム

回	日時	テーマ
1	3月10日(土) 10時～11時30分	体調不良の際のアドバイス 緊急時の対応
2	3月17日(土) 10時～11時30分	アメリカ文化の理解

※内容変更の場合もありますのでご了承ください。  
※ご都合の良い回のみでもご参加頂けます。

申 3月1日(木)～8日(木)  
町公民館へ来館にて申し込み  
※3月2日(金)から電話申込可